

特別償却を実施しない旨の理由書

令和 7 年 3 月 〇 日

住 所 秩父郡小鹿野町小鹿野××番地

氏 名 株式会社 鹿役コーポレーション ⑩

当社は、製造等の事業の用に供する設備について租税特別措置法第45条に基づく特別償却を行うことができますが、令和 7 年 3 月 31 日の決算において、経営状況等を鑑みて経理の都合上早急な回収計算の必要がないため、特別償却は行いません。

直近の決算日（ただし、申請日以降から令和7年3月31日までの間の決算予定日において、本内容のとおり特別償却を行わない見込みであれば、その決算予定日を記載でも可